

# SOLELL

弁護士法人丸の内ソレイユ法律事務所

NewsLetter

2022.12

Vol.19

ステルスマーケティング  
が景品表示法違反に？

今月号のテーマは「ステルスマーケティング規制」についてです。通称「ステマ」と呼ばれ、報酬をもらっている事を隠して商品やサービスの宣伝広告を行うことを言います。過去には、芸能人がこの「ステマ」を行い、活動休止に追い込まれた事例があるほど、明るみになった時の社会的影響は大きいものとなっています。これまではモラルの問題であって罰則の無かった「ステマ」ですが、今後「景品表示法違反」となる可能性がありますので、今月号ではその規制への動きを解説していきます。

## ～今月のテーマ～

### ステルスマーケティング規制について



弁護士法人丸の内ソレイユ法律事務所  
弁護士 阿部 栄一郎

## Executive Summary

1. はじめに
2. ステルスマーケティング規制の必要性
3. 規制の方向性
4. 運用について
5. さいごに

## 1. はじめに

今後、景品表示法において、ステルスマーケティングが規制されるという話は、ご存知かと思えます。今回のニュースレターでは、ステルスマーケティング規制の方向性について、お話ししようと思います。

なお、現在（令和4年12月8日現在）、『ステルスマーケティングに関する検討会 報告書（案）』（以下、単に「報告書（案）」といいます。）が公表され、意見を募集している状況（意見募集は、同月15日18時まで）です。

## 2. ステルスマーケティング規制の必要性

### (1) ステルスマーケティングとは

まず、ステルスマーケティングとはどのようなものなのかを確認しておきましょう。報告書（案）では、「事業者が自己の供給する商品又は役務の取引について行う表示であって、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であると認められるもの」とされています。つまりは、広告であるにもかかわらず、一般消費者に、広告であることが分からない（分かりにくい）ものということになります。



### (2) 規制の必要性

では、何故、ステルスマーケティングを規制しなければならないのでしょうか。報告書（案）では、景品表示法が「一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為」を規制することを目的としていることと関連して、次の点が指摘されています。

- ① 広告であるにもかかわらず、広告であることを隠す行為は、一般消費者が表示全体から広告であるとは認識しないという点で、一般消費者に誤認を与える行為である。
- ② 広告であることを明示すると、消費者が警戒するため、中立的な第三者の純粋な感想や口コミと思わせる広告の方が一般消費者を誘引しやすい（そのような一般消費者の心理を利用することに問題がある。）
- ③ 広告であることを開示すると消費者の商品に対する好感度を下げ、逆に、広告であることを隠すと商品に対する好感度が上がり、また、不正レビューによって低品質商品の需要が増える結果、消費者の高品質商品の購買機会が奪われることになり、実際に消費者に対する損失が生じると推計される。
- ④ ステルスマーケティングは、広告全般に対する一般消費者の信頼・信用を損なう行為である。

結論として、一般消費者の立場から、ステルスマーケティングが規制されることに異論はないものと思われます。

## 3. 規制の方向性

### (1) 一般的・包括的な規制

ステルスマーケティングは、ある程度、類型化できると考えられるものの、一般的・包括的に規制される方向で話がなされています。

つまり、ステルスマーケティングのうち、ある類型の方法は適法で、他の類型の方法は違法といった話はなく、ステルスマーケティング自体が景品表示法に違反するという規制の方法となる予定です。

報告書(案)では、ステルスマーケティングに類型を設けて規制をすると、脱法行為を生む可能性があることや実効性を確保できないことなどが理由として挙げられています。

## (2) 景品表示法第5条第3号の新たな告示に指定される予定

また、ステルスマーケティングは、景品表示法第5条第3号の告示の指定によって規制される予定となっています。仮に、優良誤認や有利誤認と異なる条文を作るとなると、法律改正が必要となりますが、景品表示法第5条第3号の告示の指定であれば、内閣総理大臣が指定すれば足り、法律改正よりは迅速に対応できます。なお、報告書(案)では、ステルスマーケティング規制の実効性を担保するために、課徴金納付命令の対象とするか否かも将来的な課題であると指摘されています。

## 4. 運用について

報告書(案)でも、事業者の予測可能性を高めるために、運用基準を明確にすることが必要であるとの指摘がなされています。今後、ガイドライン等が作成されて、運用基準が明確になることが期待されます。

また、報告書(案)では、事業者が「表示内容の決定に関与した」とされるか否かを運用のための一つの軸となる考え方にしようとしています。そして、表示内容の決定に関与したとされる例や表示内容の決定に関与していないとされる例の双方が載っています。しかしながら、綺麗に分類できない事例も出てくることが予想され、そのような事案は、表示内容全体から判断されます。そうすると、不明瞭な点が残ることは否めません。

## 5. さいごに

ステルスマーケティング規制について、消費者庁は、あくまで、表示の問題(事業者が広告であることを明示するか否かの問題)と捉えていて、広告そのものに対する規制ではないと考えています。

しかしながら、ステルスマーケティング規制の運用によっては、SNSやインターネットにおける広告自体に対する規制と同一の効果をもたらしかねません。その点の懸念については、報告書(案)でも触れられていますが、ステルスマーケティング規制が広告自体に対する規制とならないように期待しています。

丸の内クリスマスツリー情報

## 【YUMING'S TIME MACHINE TREE】



公開期間：～2022年12月25日(日)

観覧時間：6:00～24:00

※ショーは17:00～21:00(15分毎に上映)

場所：丸ビル1階 マルキューブ

丸ビル開業20周年。アニバーサリーイヤーということで、シンガーソングライターの松任谷由美さんとのコラボレーションツリーです。

プロジェクションマッピングショーも行われています。

## 【MY PLAZA Christmas Tree】



公開期間：～2022年12月25日(日)

観覧時間：7:00～24:00

場所：明治安田生命ビル MY PLAZA アトリウム

今年はツリーの前にストリートピアノが設置され、音でもクリスマスの雰囲気を楽しめます。

## 【KITTEの森 Winter Forest Christmas】



公開期間：～2022年12月25日(日)

観覧時間：6:00～24:30

場所：KITTE 1階 広場

本物のもみの木を使用した12mのツリー。

高さの異なる9本のツリーは、東京都檜原村の間伐材と群馬県嬭恋村のもみの木を使用しています。

### 広告審査サービス

スポット広告審査 A4 1枚 11,000円

### 広告審査内容

リスク度、修正案、修正理由

リスク度は4段階で表現

☆、★、★★、★★★

星が多くなるほどリスク高

作業優先、1枚当たりの審査費用がお安くなる「顧問プラン」もご用意しておりますので、詳細はお問い合わせ下さい。

### 執筆者紹介

弁護士 阿部 栄一郎

#### 【学歴】

渋谷教育学園幕張高等学校 卒業

早稲田大学法学部 卒業

千葉大学大学院専門法務研究科 修了

#### 【職歴】

平成19年12月 都内法律事務所 入所

平成22年7月 丸の内ソレイユ法律事務所 入所

企業法務分野の弁護士リーダーを務め、顧問弁護士を務める企業に対するリーガルサービスを行っている。近年はEC企業が留意すべき特商法についての講演もこなすほか、賃貸や不動産、交通事故等のトラブルにも精通。

### 無料相談のご案内

美容健康広告審査、利用規約、最終購入確認画面のチェック等、その他企業法務に関するご相談は初回30分無料でご相談を承っております。

TEL：03-5224-3801 E-mail：office@maru-soleil.jp